

第30回定時株主総会資料

電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項

- ・ 事業報告の業務の適正を確保するための
体制及び当該体制の運用状況
- ・ 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結計算書類の連結注記表
- ・ 計算書類の株主資本等変動計算書
- ・ 計算書類の個別注記表

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付
請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

A G S 株式会社

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. A G Sグループは、コンプライアンス経営を最重要課題として位置づけ、「A G Sグループ倫理綱領」の中で「倫理指針」を次のように定める。
 - (a) 法令やルールはもとより社会規範に反する行為はしません。
 - (b) 誠実・公正かつ透明に行動します。
 - (c) 基本的人権を尊重します。
 - (d) 社会的な責任を果たします。
 - (e) 情報の管理と守秘義務を徹底します。
- ロ. 取締役会は、ステークホルダーに対して守るべき取組みを「企業倫理宣言」として定めるとともに、グループ全体における企業倫理の遵守及び浸透を率先垂範して行うため、経営者による推進体制を次のとおり定める。
 - (a) 経営者は、本宣言の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、関係者に周知徹底します。
 - (b) 本宣言に反する事態の発生あるいは発生のおそれがあるときは、経営者自ら問題解決にあたります。
- ハ. A G Sグループの全社的なコンプライアンス経営の実効性を確保するため、取締役社長を委員長とし、子会社の取締役社長も委員とするコンプライアンス委員会を設置し、グループ横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
- ニ. 取締役会については「取締役会規程」を定め、その適切な運営により取締役間の意思疎通を図り相互に職務の執行を監督するとともに、取締役会の意思決定の妥当性及び透明性を高めるため、社外取締役を置く。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行を監査する。
- ホ. 社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、組織全体で断固たる姿勢で対応し、一切の関係を遮断する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役の職務執行に係る情報（文書及び電磁的記録）については、「重要文書取扱規則」に基づき、適切に保存し管理する。
- ロ. 前記イの情報は、少なくとも10年間は保存するものとし、取締役及び監査役は、常時、これを閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. A G S グループの事業継続に重大な影響を及ぼす様々なリスクに対処するため、A G S グループのリスク管理に関する基本的な考え方を明確にした「グループリスク管理規程」を定める。
- ロ. リスク管理に関する重要事項等を協議するため、取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置する。企画部担当役員をリスク管理統括責任者、企画部をリスク管理統括部署としてリスクを総括的に管理し、リスク管理体制の整備・強化を図る。
- ハ. 「グループリスク管理規程」及び「リスク管理規程」に基づき、各リスクの管理部署は、リスクの評価・対応策等を検討し、リスク別に規程やマニュアルを制定する。
- ニ. 事業推進に伴う重大なリスクについては、取締役会における経営判断に活かすため、経営会議でリスク評価を行う。
- ホ. 内部監査部門として業務監査部を設置し、「内部監査規程」に基づき、業務運営上想定されるリスクへの対応状況について監査する。その結果を取締役社長に報告する。リスクの高い発見事項については取締役会及び監査役会に報告するとともに連携や情報の共有を行う。
- ヘ. 情報資産の管理については、「セキュリティポリシー」等を制定し、情報資産に関するセキュリティ教育に取り組む。
- ト. 経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し又は発生するおそれが生じた場合は、規程に定める体制に基づき、経営への被害を最小限に抑える。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会の意思決定の迅速化及び業務執行の効率的運営を図るため、執行役員制度を導入する。
- ロ. 取締役・執行役員は、取締役会で定めた「組織・職制規程」、「職務権限規程」をはじめとした経営に関する基本規程等に則り、取締役会で決定した経営方針に従って業務を執行する。
- ハ. 取締役会は、原則月 1 回開催し、法令及び定款に定める事項のほか、「取締役会規程」に定めた重要事項の決定及び取締役の業務執行を監督する。
- ニ. 取締役会より委任された日常の業務の執行を決定するため、取締役及び執行役員等によって構成される経営会議を設置する。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. コンプライアンス体制を整備し健全な企業活動を展開するため、「ＡＧＳグループ企業理念」及び「ＡＧＳグループ倫理綱領」を定める。
- ロ. コンプライアンス教育及び啓発活動を行い、コンプライアンスの徹底を図るため、毎年継続的に、コンプライアンス・プログラムを策定する。
- ハ. コンプライアンス・プログラムの実効性を高めるため、コンプライアンス委員会を設置するとともに、企画部担当役員をコンプライアンス統括責任者とし、コンプライアンス統括部署を企画部とする。
- 二. 企画部は、法令遵守や契約遵守の徹底と管理強化を図り、法務・契約リスクに適切かつ迅速な対応を行う。
- ホ. ＡＧＳグループにおける法令遵守上疑義ある行為について、使用人等が直接通報を行い、かつ不利益を被らない手段を確保するものとし、その手段のひとつとして「内部通報規程」に基づいて、コンプライアンスホットラインを設置し適切に運営する。
- ヘ. 業務監査部は、業務運営における法令及び規程等の遵守状況を監査する。コンプライアンス違反の発生予防、早期発見に努め、その結果を取締役社長に報告する。リスクの高い発見事項については取締役会及び監査役会に報告するとともに連携や情報の共有を行う。

⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. ＡＧＳグループの全社員が一体となって健全なグループ経営に取り組むために、「ＡＧＳグループ企業理念」及び「ＡＧＳグループ倫理綱領」を定める。
- ロ. 当社は、業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策に加え、ＡＧＳグループの企業集団としての業務の適正性と効率性を確保するために「関係会社管理規程」を定める。
- ハ. ＡＧＳグループに属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他社会規範に照らし適切なものでなければならない。親会社が議決権を行使する場合には、子会社における業務の適正性を確保するものとする。
- 二. 業務監査部は、ＡＧＳグループにおける内部監査を実施又は統括し、ＡＧＳグループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。内部監査の年次計画は取締役社長及び取締役会の承認を得て決定し、その実施状況及び結果を取締役社長に報告する。リスクの高い発見事項については取締役会及び監査役会に報告するとともに連携や情報の共有を行う。
- ホ. 監査役は、グループ全体の監視・監督を実効的かつ適正に行えるように、会計監査人及び業務監査部との密接な連携を図る。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- イ. 監査役を補助すべき使用人を設置しないが、監査役が必要とした場合は、使用人を配置する。また、監査役は、必要に応じ補助者として業務監査部の要員に対し、監査業務の補助を行うよう要請できる。

⑧ 当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- イ. 監査役の職務の補助を行う使用人が、当該補助業務を行う場合は、監査役の指揮命令に従うものとする。
- ロ. 監査役の職務の補助を行う使用人の人事異動・人事評価については、監査役会の同意を得た上で決定する。

⑨ 当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

- イ. 当該使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

⑩ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- イ. 取締役及び使用人は、当社に著しき損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、内部管理体制・手続等に関する開示すべき重要な不備、法令違反等の不正行為や重大な不当行為などについて、監査役にその都度報告する。
- ロ. 前記に関わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ハ. 前記イ、ロを明確にするため「監査役会に対する報告に関する規程」を定める。

⑪ 前項の報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- イ. 監査役に対して第⑩項の報告を行ったことを理由として、当該報告者は何ら不利益な取扱いを受けないものとする。
- ロ. 内部通報制度に基づき通報された事実は速やかに監査役へ報告する。

⑫ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- イ. 監査役の職務執行に関して生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、会社が負担する。

⑬ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役は、監査の実効性を高めるため、業務監査部との連携や情報の共有を図る。
- ロ. 監査役会は、取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するとともに、必要に応じ顧問弁護士、顧問税理士等を活用することができる。

⑭ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- イ. A G S グループの財務報告の信頼性を確保するため、経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制が有効に機能する体制の整備及び運用を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① コンプライアンスに対する取組み

取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会での協議を経て、当事業年度のコンプライアンス・プログラムを策定し、同プログラムに沿った社員教育やモニタリング等に取り組んでまいりました。同プログラムの進捗状況につきましては、四半期毎に同委員会への報告を行っております。

② 損失の危険の管理に対する取組み

取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を当事業年度において4回開催し、A G S グループ全体のリスク管理計画を策定し、大規模災害リスク、システムリスク、情報リスク等、個々のリスクの特性に応じた対応策の実施状況等を継続的にモニタリングするなど、全社的なリスク管理体制の整備・強化に取り組ましました。

③ 取締役の職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組み

取締役会は、社外取締役4名を含む取締役8名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。取締役会を当事業年度において15回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督がなされ、取締役会の実効性は確保されております。また、経営と業務執行に関する機能と責任を明確化するため執行役員制度を導入し、意思決定の迅速化・効率化を図っております。

④ 監査役の監査の実効性の確保に対する取組み

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されております。監査役会を当事業年度において15回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。なお、常勤監査役は経営会議その他重要会議に出席するほか、稟議書等を閲覧し、また、監査役会は、取締役社長、業務監査部並びに会計監査人と定期的に情報交換を行い、監査の実効性向上を図っております。

<ご参考>コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社の企業理念は、「お客様とともに未来を創造し、ＩＴで夢のある社会づくりに貢献する」であります。この企業理念の目指すところは、当社は社会における企業市民として、株主をはじめ、取引先、社員、地域社会等、当社を支える社内外のステークホルダーの立場を尊重し、その満足度を高め、持続的に成長可能な誠実で信頼される会社を実現することにより企業価値を高めていくこと であると考えております。

当社では、この企業理念を実現するために、コーポレート・ガバナンスの充実が経営の重要課題であると認識しており、より高い経営の健全性・公正性・透明性の確保に努めております。さらに、コンプライアンスの徹底と経営リスク管理の強化については、コーポレート・ガバナンスの中核をなすものと考えており、当社の取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を設置し、体制を整備しております。また、内部統制システムにつきましては、「内部統制システム構築の基本方針」に基づいて適切に運用しております。

連結株主資本等変動計算書

第30期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2024年4月1日残高	1,431,065	506,065	11,413,880	△421,742	12,929,269
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	－	－	△270,526	－	△270,526
親会社株主に帰属する 当期純利益	－	－	1,379,546	－	1,379,546
自己株式の取得	－	－	－	△240,503	△240,503
自己株式の処分	－	2,418	－	6,089	8,507
自己株式の消却	－	△192,779	－	192,779	－
利益剰余金から資本剰余金 への振替	－	190,361	△190,361	－	－
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	－	－	－	－	－
連結会計年度中の変動額合計	－	－	918,658	△41,635	877,023
2025年3月31日残高	1,431,065	506,065	12,332,538	△463,377	13,806,293

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
2024年4月1日残高	921,384	1,854	923,238	13,852,508
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当	－	－	－	△270,526
親会社株主に帰属する 当期純利益	－	－	－	1,379,546
自己株式の取得	－	－	－	△240,503
自己株式の処分	－	－	－	8,507
自己株式の消却	－	－	－	－
利益剰余金から資本剰余金 への振替	－	－	－	－
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△64,939	△3,007	△67,947	△67,947
連結会計年度中の変動額合計	△64,939	△3,007	△67,947	809,076
2025年3月31日残高	856,445	△1,153	855,291	14,661,584

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

- ・ 連結子会社の数 3 社
- ・ 連結子会社の名称 A G S ビジネスコンピューター株式会社
A G S プロサービス株式会社
A G S システムアドバイザー株式会社

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社がないため、持分法の適用はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

・ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・ 商 品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・ 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・ 原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

- ・建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物

定額法

- ・その他の有形固定資産

定率法

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・市場販売目的のソフトウェア

見込有効期間（3年）における見込販売数量に基づく方法

- ・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

- ・その他の無形固定資産

定額法

ハ. リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

ハ. 製品保証引当金

販売したソフトウェア等の無償補修に係る支出に備えるため、将来の補修見込額を個別に検討した必要額及び売上高に対する過去の実績率を基礎とした見積額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループと顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. 情報処理サービス

情報処理サービスにおいては、データセンターを基盤に大型汎用機を使用して給与計算、帳票出力などを行う「受託計算」、銀行システムの運用やBPOサービスなどを提供する「アウトソーシング」、IDCサービスなどを提供する「ファシリティマネジメント」、クラウドサービスなどを提供する「ネットソリューション」を行っております。成果物の移転を伴う場合は成果物の移転時点で収益を認識しており、代替的な取扱いを適用し出荷基準により収益を認識しております。役務の提供を行う場合は利用実績に応じて顧客に役務を提供した時点で収益を認識しております。

ロ．ソフトウェア開発

ソフトウェア開発においては、ソフトウェア開発に関わるコンサルティングを行う「ＩＴソリューション」、顧客の情報システムの企画、設計、開発、保守などを行う「ソフト開発」を行っております。顧客先常駐開発や保守サービスなどの提供を行う場合は、利用実績に応じて顧客に役務を提供した時点で収益を認識しております。情報システム開発については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した開発原価が、予想される開発原価の合計に占める割合に基づいて行っております。なお、開発期間がごく短い案件については代替的な取扱いを適用し一時点で収益を認識しております。

ハ．その他情報サービス

その他情報サービスにおいては、パートナー企業の開発したシステムパッケージ商品の販売などを行う「ソフトウェアプロダクト販売」、ネットワーク設計、環境構築、機器導入などのサービスを提供する「その他サービス」を行っております。成果物の移転を伴う場合は、成果物の移転時点で収益を認識しております。役務の提供を行う場合は利用実績に応じて顧客に役務を提供した時点で収益を認識しております。また、情報システム開発に準じるようなネットワーク設計、環境構築などの開発案件については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した開発原価が、予想される開発原価の合計に占める割合に基づいて行っております。なお、開発期間がごく短い案件については代替的な取扱いを適用し一時点で収益を認識しております。

二．システム機器販売

当社グループは、独立系のマルチベンダーとして、特定のメーカーに依存せず、顧客の多様なニーズにマッチした最適なシステム機器の選定・販売や関連する周辺機器・備品、帳票の販売を行っております。このような商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。なお、帳票販売については代替的な取扱いを適用し出荷基準により収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員に対する退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づく退職給付債務の額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、発生時の連結会計年度に一括して費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

（一定の期間にわたり充足される履行義務に係る収益）

(1) 科目名及び当連結会計年度計上額

科目名	金額
売上高	2,332,894千円

なお、一定の期間にわたり移転される財又はサービスに係る売上高の合計は16,372,718千円であり、上記は、履行義務の充足に係る進捗度の見積りについてコストに基づくインプット法を適用した情報システム開発及びこれに準ずる開発案件に係る金額であります。

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

① 見積りの算出方法

当連結会計年度末までの進捗部分について履行義務の充足が認められる案件については、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法（履行義務の充足に係る進捗度の見積りはコストに基づくインプット法）を適用しており、配分された取引価格に履行義務の充足に使用されたコストが契約における取引開始日から履行義務を完全に充足するまでに予想されるコスト合計（以下「開発原価総額」という。）に占める割合（以下「進捗率」という。）を乗じて売上高を計上しております。

② 見積りの算出に用いた主な仮定

一定の期間にわたり充足される履行義務に係る売上高の見積りの基礎となる開発原価総額における主要な仮定は、人件費や外注費等の積算の基礎となる工数であります。

③ 翌年度の連結計算書類に与える影響

開発原価総額の主要な仮定である人件費や外注費等の積算の基礎となる工数は、見積りの不確実性が高く、実績工数が見積工数と乖離することにより、翌連結会計年度において一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法の適用案件にかかる損益が変動するリスクがあります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 6,828,614千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	17,588,132株	－株	260,200株	17,327,932株

(注) 普通株式の発行済株式数の減少260,200株は、自己株式の消却による減少であります。

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年5月13日 取締役会	普通株式	135,857	8.0	2024年3月31日	2024年6月4日
2024年10月30日 取締役会	普通株式	134,669	8.0	2024年9月30日	2024年11月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年5月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	267,485	16.0	2025年3月31日	2025年6月2日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等の安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、1年以内の回収期日で、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの「信用リスク管理規程」及び「債権管理規程」に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、すべての取引先の信用状況を定期的に把握する体制としています。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場リスクに晒されています。市場リスクについては、定期的に把握された時価や信用情報が企画部所管の役員及び経営会議に報告されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日です。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で6年後であります。

なお、流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）については、グループ各社で、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、買掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
有価証券及び投資有価証券(*1) その他有価証券	1,650,250	1,650,250	－
資産計	1,650,250	1,650,250	－
リース債務(*2)	1,654,592	1,686,848	32,255
負債計	1,654,592	1,686,848	32,255

(*1)市場価格のない株式等及び連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資は、「有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式（その他有価証券）	430,371
投資事業有限責任組合出資	19,592

(*2)リース債務はリース債務（流動負債）とリース債務（固定負債）の合計額であります。

(注) リース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
リース債務	514,357千円	445,708千円	372,554千円	268,223千円	33,418千円	20,331千円

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区 分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 株式	1,650,250	—	—	1,650,250
資産計	1,650,250	—	—	1,650,250

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区 分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債務	—	1,686,848	—	1,686,848
負債計	—	1,686,848	—	1,686,848

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

なお、有価証券及び投資有価証券はその他有価証券として保有しており、これらに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

	種類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	405,262千円	1,650,250千円	1,244,987千円
	その他	—	—	—
	小計	405,262	1,650,250	1,244,987
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合 計		405,262	1,650,250	1,244,987

リース債務

時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

① 詳細サービス別売上高に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント					その他	合計
	情報処理 サービス	ソフトウ エア開発	その他情報 サービス	システム 機器販売	計		
受託計算	4,304,756	－	－	－	4,304,756	－	4,304,756
アウトソーシング	3,960,566	－	－	－	3,960,566	－	3,960,566
ファシリティマネージメント	2,422,346	－	－	－	2,422,346	－	2,422,346
ネットソリューション	1,294,783	－	－	－	1,294,783	－	1,294,783
ＩＴソリューション	－	394,511	－	－	394,511	－	394,511
ソフト開発	－	6,959,749	－	－	6,959,749	－	6,959,749
ソフトウェアプロダクト販売	－	－	793,545	－	793,545	－	793,545
その他サービス	－	－	2,772,203	－	2,772,203	－	2,772,203
システム機器販売	－	－	－	1,959,991	1,959,991	－	1,959,991
顧客との契約から生じる収益	11,982,453	7,354,261	3,565,749	1,959,991	24,862,456	－	24,862,456
その他の収益	－	－	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	11,982,453	7,354,261	3,565,749	1,959,991	24,862,456	－	24,862,456

② 収益認識の時期別売上高に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント					その他	合計
	情報処理 サービス	ソフトウ エア開発	その他情報 サービス	システム 機器販売	計		
一時点で移転される財又はサービス	2,477,604	2,416,891	1,635,251	1,959,991	8,489,738	－	8,489,738
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	9,504,849	4,937,370	1,930,498	－	16,372,718	－	16,372,718
顧客との契約から生じる収益	11,982,453	7,354,261	3,565,749	1,959,991	24,862,456	－	24,862,456
その他の収益	－	－	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	11,982,453	7,354,261	3,565,749	1,959,991	24,862,456	－	24,862,456

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

① 契約及び履行義務に関する情報

当社グループは、「情報処理サービス」、「ソフトウェア開発」、「その他情報サービス」、「システム機器販売」に関する顧客との契約から収益を認識しております。これらの契約から当社グループは履行義務を識別し、それらの履行義務が充足された時点で収益を認識しております。ソフトウェア開発とその後の保守サービス、あるいはシステム機器販売とその付帯サービスなどのように複数の財又はサービスが一つの契約に含まれる場合、以下の要件を共に満たす場合には、別個の履行義務として識別しております。

- ・顧客に約束している財又はサービスは、顧客がその財又はサービスからの便益をそれ単独で又は顧客にとって容易に利用可能な他の資源と組み合わせて得ることができる。
- ・財又はサービスを顧客に移転する約束が契約に含まれる他の約束と区分して識別可能である。

② 取引価格の算定に関する情報

当社グループは、取引価格を顧客との契約に示されている対価に基づいて測定しております。また、取引価格を算定するにあたり、代理人取引、変動対価、契約における重大な金融要素の存在の影響を考慮しております。

- ・代理人取引に該当すると判断した場合には、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識する方針です。
- ・変動対価が見込まれる場合には変動対価を測定し収益として認識する方針です。
- ・取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重大な金融要素は含まれておりません。

③ 履行義務への配分額の算定に関する情報

当社グループは、約束した財又はサービスを顧客に移転するのと交換に権利を得ると見込んでいる対価の金額を描写する金額で取引価格をそれぞれの履行義務へ配分しております。取引価格をそれぞれの履行義務に独立販売価格の比率で配分するため、契約におけるそれぞれの履行義務の基礎となる別個の財又はサービスの契約開始時の独立販売価格を算定し、取引価格を当該独立販売価格に比例して配分しております。独立販売価格が直接的に観察可能ではない場合には、独立販売価格を以下の方法により見積っております。

- ・システム開発及び役務の提供に関する顧客との契約については、主に予想コストにマージンを加算する方法で独立販売価格を見積っております。
- ・システム機器販売に関する顧客との契約については、主に仕入価格にマージンを加算する方法で独立販売価格を見積っております。

④ 履行義務の充足時点に関する情報

当社グループは、約束した財又はサービスが顧客に移転することによって履行義務を充足したときに収益を認識しております。以下のいずれかに該当する場合、収益を一定期間にわたり認識しており、それ以外の場合には資産に対する支配が顧客に移転したと判断した一時点で収益を認識しております。

- ・当社グループの履行によって提供される便益を、履行するにつれて同時に受け取って消費する。
- ・履行が資産を創出するか又は増価させ、顧客が当該資産の創出又は増価につれてそれを支配する。
- ・履行が他に転用できない資産を創出し、かつ、当社グループが現在までに完了した履行に対する支払いを受ける強制可能な権利を有している。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	3,099,605
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	3,831,058
契約資産(期首残高)	264,746
契約資産(期末残高)	1,611,726
契約負債(期首残高)	479,945
契約負債(期末残高)	551,479

契約資産は、主にシステム開発など成果物の引渡し義務を負う契約や、保守サービスなど継続して役務の提供を行う契約について、期末日時点で履行義務を充足しているが未請求の対価に対する当社グループの権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、保守サービスなど継続して役務の提供を行う契約について、顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、413,831千円であります。

当連結会計年度において、契約資産の増減は、主として収益認識（契約資産の増加）と、売上債権への振替（同、減少）により生じたものであります。

当連結会計年度において、契約負債の増減は、主として前受金の受取り（契約負債の増加）と収益認識（同、減少）により生じたものであります。

当連結会計年度において、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益（主に、取引価格の変動）の影響は軽微であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、個別の契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	877円00銭
(2) 1株当たり当期純利益	81円89銭

9. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の消却)

当社は、2025年4月15日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議し、以下のとおり実施いたしました。

(1) 消却を行う理由	株主還元の充実並びに資本効率の向上を図るため。
(2) 消却した株式の種類	当社普通株式
(3) 消却した株式の数	119,200株 (消却前の発行済株式総数に対する割合0.69%)
(4) 消却日	2025年5月8日
(5) 消却後の発行済株式総数	17,208,732株

10. その他の注記

(追加情報)

連結子会社の吸収合併

当社は、2024年12月16日開催の取締役会において、当社の完全子会社であるＡＧＳシステムアドバイザー株式会社（以下、「ＡＳＡ」）を吸収合併することを決議し、同日付で吸収合併契約を締結し、2025年4月1日付で吸収合併いたしました。

(1) 企業結合の概要

① 被結合企業の名称及び事業の内容

被結合企業の名称 ＡＧＳシステムアドバイザー株式会社

事業の内容 ＩＴコンサルティング

 ＢＣＭコンサルティング

 情報セキュリティコンサルティング

② 企業結合日

2025年4月1日

③ 企業結合の法的形式

当社を存続会社、ＡＳＡを消滅会社とする吸収合併

④ 結合後企業の名称

ＡＧＳ株式会社

⑤ 企業結合の目的

ＡＳＡは、これまでお客様のＤＸ・デジタル化に向けた計画策定、導入を支援するＩＴ・ＤＸコンサルティング、継続的な改善を考慮した情報セキュリティコンサルティング等を提供してまいりました。本合併により人的資本を当社に集約し、経営資源の最大活用を図ることで、当社の成長戦略推進に向けた体制をさらに強化いたします。

今後も、コンサルティングを含め、お客様にとってより最適で質の高いトータルソリューションサービスの提供を目指してまいります。

(2) 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2024年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施しております。

株主資本等変動計算書

第30期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金				自己株式	株主資本計合
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
2024年4月1日残高	1,431,065	506,065	－	506,065	175,000	105,246	4,500,000	5,421,363	10,201,609	△421,742	11,716,999
事業年度中の変動額											
固定資産圧縮積立金の取崩	－	－	－	－	－	△4,071	－	4,071	－	－	－
剰余金の配当	－	－	－	－	－	－	－	△270,526	△270,526	－	△270,526
当期純利益	－	－	－	－	－	－	－	1,357,613	1,357,613	－	1,357,613
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－	－	－	△240,503	△240,503
自己株式の処分	－	－	2,418	2,418	－	－	－	－	－	6,089	8,507
自己株式の消却	－	－	△192,779	△192,779	－	－	－	－	－	192,779	－
利益剰余金から資本剰余金への振替	－	－	190,361	190,361	－	－	－	△190,361	△190,361	－	－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	△4,071	－	900,797	896,726	△41,635	855,090
2025年3月31日残高	1,431,065	506,065	－	506,065	175,000	101,174	4,500,000	6,322,161	11,098,335	△463,377	12,572,090

	評価・換算差額等		純資産計合
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2024年4月1日残高	921,384	921,384	12,638,384
事業年度中の変動額			
固定資産圧縮積立金の取崩	－	－	－
剰余金の配当	－	－	△270,526
当期純利益	－	－	1,357,613
自己株式の取得	－	－	△240,503
自己株式の処分	－	－	8,507
自己株式の消却	－	－	－
利益剰余金から資本剰余金への振替	－	－	－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△64,939	△64,939	△64,939
事業年度中の変動額合計	△64,939	△64,939	790,151
2025年3月31日残高	856,445	856,445	13,428,535

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 子会社株式 移動平均法による原価法
 - ・ その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 期末決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
- なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 商 品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ・ 仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ・ 原材料及び貯蔵品 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

- ・ 建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物 定額法
- ・ その他の有形固定資産 定率法

② 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・ 市場販売目的のソフトウェア 見込有効期間（3年）における見込販売数量に基づく方法
- ・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
- ・ その他の無形固定資産 定額法

③ リース資産

- ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 受注損失引当金 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。
- ③ 製品保証引当金 販売したソフトウェア等の無償補修に係る支出に備えるため、将来の補修見込額を個別に検討した必要額及び売上高に対する過去の実績率を基礎とした見積額を計上しております。
- ④ 退職給付引当金 従業員に対する退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
- 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- 過去勤務費用は、発生時の事業年度に一括して費用処理しております。
- 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した金額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 情報処理サービス

情報処理サービスにおいては、データセンターを基盤に大型汎用機を使用して給与計算、帳票出力などを行う「受託計算」、銀行システムの運用やＢＰＯサービスなどを提供する「アウトソーシング」、ＩＤＣサービスなどを提供する「ファシリティマネジメント」、クラウドサービスなどを提供する「ネットソリューション」を行っております。成果物の移転を伴う場合は成果物の移転時点で収益を認識しており、代替的な取扱いを適用し出荷基準により収益を認識しております。役務の提供を行う場合は利用実績に応じて顧客に役務を提供した時点で収益を認識しております。

② ソフトウェア開発

ソフトウェア開発においては、ソフトウェア開発に関わるコンサルティングを行う「ＩＴソリューション」、顧客の情報システムの企画、設計、開発、保守などを行う「ソフト開発」を行っております。顧客先常駐開発や保守サービスなどの提供を行う場合は、利用実績に応じて顧客に役務を提供した時点で収益を認識しております。情報システム開発については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した開発原価が、予想される開発原価の合計に占める割合に基づいて行っております。なお、開発期間がごく短い案件については代替的な取扱いを適用し一時点で収益を認識しております。

③ その他情報サービス

その他情報サービスにおいては、パートナー企業の開発したシステムパッケージ商品の販売などを行う「ソフトウェアプロダクト販売」、ネットワーク設計、環境構築、機器導入などのサービスを提供する「その他サービス」を行っております。成果物の移転を伴う場合は、成果物の移転時点で収益を認識しております。役務の提供を行う場合は利用実績に応じて顧客に役務を提供した時点で収益を認識しております。また、情報システム開発に準じるようなネットワーク設計、環境構築などの開発案件については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した開発原価が、予想される開発原価の合計に占める割合に基づいて行っております。なお、開発期間がごく短い案件については代替的な取扱いを適用し一時点で収益を認識しております。

④ システム機器販売

当社は、独立系のマルチベンダーとして、特定のメーカーに依存せず、顧客の多様なニーズにマッチした最適なシステム機器の選定・販売や関連する周辺機器・備品、帳票の販売を行っております。このような商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。なお、帳票販売については代替的な取扱いを適用し出荷基準により収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(一定の期間にわたり充足される履行義務に係る収益)

(1) 科目名及び当事業年度計上額

科目名	金額
売上高	2,277,392千円

なお、一定の期間にわたり移転される財又はサービスに係る売上高の合計は12,201,806千円であり、上記は、履行義務の充足に係る進捗度の見積りについてコストに基づくインプット法を適用した情報システム開発及びこれに準ずる開発案件に係る金額であります。

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表に注記すべき事項と同一であるため、記載を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 6,738,866千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 短期金銭債権	8,603千円
② 短期金銭債務	49,585千円
③ 長期金銭債務	7,504千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	82,714千円
仕入高	375,518千円
販売費及び一般管理費	127,284千円
営業取引以外の取引高	300,813千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	605,990株	272,600株	268,500株	610,090株

(注) 自己株式の株式数の増加は、取締役会決議による自己株式の取得272,600株であります。自己株式の株式数の減少は、消却による減少260,200株、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少8,300株であります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却費超過額	46,048千円
退職給付引当金	20,154千円
未払賞与	274,797千円
投資有価証券評価損	36,626千円
未払事業税	26,908千円
製品保証引当金	11,057千円
確定拠出年金移行に伴う未払金	24,169千円
その他	97,742千円
繰延税金資産小計	537,505千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△52,579千円
評価性引当額小計	△52,579千円
繰延税金資産合計	484,926千円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△46,171千円
その他有価証券評価差額金	△388,542千円
繰延税金負債合計	△434,714千円
繰延税金資産の純額	50,212千円

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	803円25銭
(2) 1株当たり当期純利益	80円59銭

10. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の消却)

連結注記表（9. 重要な後発事象に関する注記）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. その他の注記

(追加情報)

連結子会社の吸収合併

連結注記表（10. その他の注記（追加情報））に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

以 上